

平成 23 年 11 月 14 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 23 年 11 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法 156 条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得すること（以下「本自己株式取得」）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社が平成 23 年 9 月 30 日付で公表いたしました「三井住友フィナンシャルグループによるプロミスの完全子会社化に向けた基本契約締結等のお知らせ」及び「三井住友銀行によるプロミスに対する公開買付けの開始及び三井住友フィナンシャルグループ又は三井住友銀行によるプロミスの第三者割当増資の引受けのお知らせ」記載のとおり、当社の完全子会社である株式会社三井住友銀行（頭取：國部毅、以下「SMBC」）は、同年 10 月 18 日付でプロミス株式会社（代表取締役社長：久保健、コード番号：8574、株式会社東京証券取引所市場第一部、以下「プロミス」）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）を開始しておりますが、当社、SMBC 及びプロミスは、本公開買付けにより SMBC がプロミスの発行済株式の全て（プロミスが保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、原則として、関係当局の許認可等を前提として、本公開買付け終了後に、当社を株式交換完全親会社、プロミスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことにより、当社がプロミスを完全子会社とすることを企図しております。また、平成 23 年 9 月 30 日付「三井住友銀行によるプロミスに対する公開買付けの開始及び三井住友フィナンシャルグループ又は三井住友銀行によるプロミスの第三者割当増資の引受けのお知らせ」に記載のとおり、当社は、本株式交換の対価として交付する当社普通株式を、本株式交換に先立ち市場買付け等により取得した上で交付することを予定しております。

本自己株式取得は、本株式交換実施のための以下に記載の条件が満たされることを条件として、本株式交換を実施する場合にプロミスの株主に対して本株式交換の対価として交付する当社普通株式の一部を、自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付けによりあらかじめ取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	23,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.63%)
(3) 株式の取得価額の総額	50,000,000,000円(上限)
(4) 取得期間	平成23年12月2日～平成24年1月20日(予定)(注1)
(5) 取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

(注1) 本自己株式取得は、(i) 本公開買付けに対して応募されたプロミス株式の総数がプロミスの発行済株式総数(プロミスが保有する自己株式を除きます。)から本公開買付けの開始日である平成23年10月18日においてSMBCの保有するプロミス株式の数を控除した数(以下「少数株主保有株式数」)に占める比率(以下「少数株主応募比率」)が50%超に達すること、又は(ii) 少数株主応募比率が50%以下となった場合においては、本公開買付けに対して応募されたプロミス株式の総数に本公開買付けにおける応募勧誘の際又は本公開買付け後に本株式交換に賛同する旨の意向を表明したプロミス株主(SMBCを除きます。)の保有するプロミス株式の数を加えた数が、少数株主保有株式数から所在不明等により本公開買付けにおいて応募勧誘を直接行うことができなかった株主の保有株式数を控除した数に占める比率が50%超に達したものと、当社、SMBC及びプロミスにおいて確認し、本株式交換を実施する旨を当社が、平成23年12月22日までに公表することを条件といたします。なお、上記の(4)取得期間の開始日は、(i)の条件を充足した場合には、平成23年12月2日となる予定ですが、(ii)の条件を充足した場合には、取引一任契約の受託者が、当該条件の充足を確認した日の翌営業日とします。

(注2) 上記の(2)取得し得る株式の総数(上限)は、本株式交換を実施する場合にプロミスの株主に対して本株式交換の対価として交付する当社普通株式の一部であり、必要となる残余の当社普通株式については、株式交換実施の条件等が確定した後に改めて市場買付等により取得する予定です。

(参考) 平成23年9月30日時点の自己株式の保有

普通株式の 発行済株式総数 (自己株式を除く)	1,410,285,990株
自己株式数	3,769,635株

以上